

## 追加の倫理調査の結果について

令和 3 年 6 月 3 日  
農林水産省大臣官房秘書課

- 1 農林水産省では、吉川元大臣と秋田元代表の起訴を受け様々な指摘があったことを踏まえ、養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会の御指導をいただきながら、養鶏・鶏卵行政の公正性に影響を及ぼした可能性のある会食がなかったか、先般行った調査（本年 2 月 25 日に国家公務員倫理規程違反に関する関係者の処分を行った際に実施）よりも広い範囲で徹底的に把握する追加調査を行いました。
- 2 期限を限らず過去に遡って行った本追加調査の結果、調査対象者 150 名の職員について、保存されている国家公務員倫理規程等に基づく飲食届で確認された会食と職員聴取で申告のあった会食の合計の件数で、養鶏・鶏卵事業者との会食が 18 回（うち、政治家同席 5 回）、養鶏・鶏卵事業者以外の畜産事業者との会食が 247 回（うち、政治家同席 25 回）確認されました。
- 3 職員聴取で申告のあった会食について、国家公務員倫理規程に違反するものがなかったか確認するため、職員が自己負担したことを証明する書類がないものを対象に同席した利害関係者の聞き取り等を行ったところ、利害関係者の負担で飲食したことが疑われる会食は確認されませんでした。
- 4 なお、職員聴取の結果、職員が政治家及び利害関係者と同席した会食のうち、自己の飲食に要した費用を負担していなかったものが 5 件確認され、そのうち、4 件が「政治家と養鶏・鶏卵事業者が同席した会食」であり、1 件が「政治家と養鶏・鶏卵事業者以外の畜産事業者が同席した会食」でした。これらについて、同席した利害関係者の聞き取り等を行ったところ、利害関係者の負担で飲食したことが疑われる会食は確認されませんでした。
- 5 上記の 5 件を含めて、今回の職員聴取では、養鶏・鶏卵行政について、会食の場に出席した政治家や利害関係者から政策に関する個別の働きかけがあったことは確認されませんでした。
- 6 農林水産省では、上記の調査結果について、養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会に報告し、併せて養鶏・鶏卵行政の公正性の検証をいただいたところです。

## 【参考】

### ○ 調査事項

本追加調査では、国家公務員倫理規程上問題ないものも含め、期限を限らず過去に遡って、養鶏・鶏卵事業者との会食の機会を幅広く把握するとともに、養鶏・鶏卵事業者以外の畜産事業者との会食の機会も併せて把握しました。

また、本年2月25日に処分を行った違反事案は政治家が同席した場合における、農林水産省職員の認識の甘さに起因していたことを踏まえ、「職員が政治家及び養鶏・鶏卵事業者と同席した会食」の機会と「職員が政治家及び養鶏・鶏卵事業者以外の畜産事業者と同席した会食」の機会についても併せて把握しました。

### ○ 対象者

本追加調査の対象者については、吉川元大臣の在任期間に限らず、歴代に遡って、畜産部の室長級以上の者と、養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会の検証対象となっていたアニマルウェルフェア、公庫融資、鶏卵生産者経営安定対策事業に関係する課長補佐級以上の者とし、合計150名を対象に調査を実施しました。

※ 件数は、会食の回数ベースであり、同一の会食に複数の職員が参加しているものは併せて1件とカウントしている。また、立食パーティーは含まない。

※※ 国家公務員倫理規程に基づく自己の費用が1万円を超える場合の飲食届について、自己の費用が1万円を超える蓋然性が高いにもかかわらず、届出をしていなかったとの職員からの自己申告が1件あった。本件については、利害関係者に聞き取りを行った結果、利害関係者の負担で飲食した疑いは確認されなかったこと等も踏まえ、今後、国家公務員倫理審査会と相談しながら、然るべき対応をとっていく予定。

**調査対象者(150名)が事業者と会食した回数及び参加人数  
【期限を限らず、過去に遡って、調査・集計】**

	全体	届出で確認(注3) (生産局ルール・畜産部ルールに基づく1万円以下の会食の届出を含む。)				職員聴取で申告のあったもの			
		利害関係者に該当		政治家の同席		利害関係者に該当		政治家の同席	
			自己負担なし		自己負担なし		自己負担なし		自己負担なし
養鶏・鶏卵事業者	18回 (延べ27人)	8 (15)	8 (15)	0	0	10 (12)	10 (12)	5 (7)	4 (6)
養鶏・鶏卵事業者 以外の畜産事業者	247回 (延べ473人)	205 (412)	205 (412)	11 (28)	0	42 (61)	37 (56)	14 (28)	1 (1)

※ 上記について、利害関係者の負担で職員が飲食したと疑われる会食は、確認されていない。

(注1) 件数は、会食の回数ベースであり、同一の会食に複数の職員が参加しているものは併せて1件とカウントしている。( )内の件数は、会食の参加者数ベース。

(注2) 立食パーティーは、含まない。

(注3) 届出とは、国家公務員倫理規程に基づく飲食届並びに生産局ルール及び畜産部ルールに基づく飲食届をいう。

国家公務員倫理規程に基づく「飲食届」とは、国家公務員倫理規程第8条に基づき、利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えると、倫理監督官(事務次官)に届け出るもの。

生産局ルールに基づく「飲食届」とは、生産局の職員が、利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円以下であっても、生産局倫理管理官(生産局総務課長)に届け出るもの。取組期間は、平成20年6月27日から平成27年8月6日まで。

畜産部ルールに基づく「飲食届」とは、畜産部の職員が利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が1万円以下であっても、生産局倫理管理官(生産局総務課長)に届け出るもの。取組期間は、平成31年3月1日から現在まで。